

議案第三十四号

三朝町水道事業給水条例の一部改正について

次のとおり三朝町水道事業給水条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和

二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成元年三月十日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成元年 参月 廿拾 弐日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町水道事業給水条例の一部を改正する条例

三朝町水道事業給水条例（昭和四十五年三朝町条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「別表二のとおりとする」を「別表第二に定める基本料金と超過料金との合計額に百分の百三を乗じて得た金額とする。この場合において、一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする」に改める。

附 則

この条例は、平成元年四月一日から施行し、平成元年五月分の料金から適用する。